

中世前期松浦党にみる「党」の存在形態

石村 優 奈

はじめに

中世武士団研究において、「党」は血縁や地縁に基づく武士団の「ヨコ」のつながりを明らかにする素材として注目されてきた⁽¹⁾。具体的には、武蔵七党・隅田党・湯浅党・松浦党といった個別事例に即して生成の契機や結合の実態が追究され⁽²⁾、「党」とは何かを巡っては、対等な立場の異姓諸家の構成員が団結する共和的結合体と捉えた長沼賢海氏の見解が受容され現在にいたっている⁽³⁾。

こうした見方に再考を加えることが本稿の目的であり、その際、手がかかりとなるのが瀬野精一郎氏の研究である。瀬野氏は、松浦党を素材に平安・鎌倉期の「党」について考察し、「党」とは弱小土豪層の分立割拠の状態に対して、多分に蔑視的な意味を含めて第三者によって用いられた語で、松浦党はあくまでも松浦地方の住人程度の意味であると指摘した⁽⁴⁾。この瀬野氏の見解に従えば、「党」の語に構成員間の団結や共和的な結合の意味を見出すことはできない。

本論文では、瀬野氏の視角を批判的に継承し、氏が考察の対象とした松浦党について平安期および鎌倉期における実態を再考する。具体的には、第一章では松浦党の研究史に瀬野説を位置づけながら、研究上の課題を探る。続く第二章では、『平家物語』や『吾妻鏡』といった史料を読み解きながら、源平合戦期松浦党の実態について新たな解釈の可能性を提示する。そして第三章では、鎌倉初期における肥前国宇野御厨内小値

賀島浦部（現長崎県北松浦郡小値賀町）の相論に注目し、第二章で述べた仮説の妥当性を検討したい。

現在、「党」を共和的結合体と捉える長沼氏以来の見解が定説とされ、「党」とは何かに焦点を当てた研究はほとんどみられなくなった。また、中世武士団を論じる一つの素材として、武蔵七党⁽⁵⁾や湯浅党⁽⁶⁾の研究が進む一方、長沼氏や瀬野氏が注目した松浦党についての研究は停滞気味である。本論文を通じて、「党」とは何かを改めて問い直し、そもそも「党」を武士団と捉えることが妥当なのかという新たな論点の提示を試みたい。

第一章 中世前期松浦党研究の課題

本章では、「党」とは何かを考えるうえで、中世前期、とりわけ平安後期〜鎌倉前期における松浦党の研究史を整理し、問題の所在を探る。

第一節 研究史の整理

松浦党は、筑前国・肥前国を中心とした諸土豪（武士団）の総称であり、先行研究では、嵯峨源氏由来の一字名を持ち、松浦姓を名乗る松浦一族が特に松浦党と称されている⁽⁷⁾。中世前期における松浦党研究については、主に長沼氏・瀬野氏・外山幹夫氏の成果が挙げられる。

長沼氏は、松浦党を素材として「党」研究全体に大きな影響を与えた。

具体的には、平安・鎌倉期以来の松浦党の歴史的展開を踏まえながら、南北朝期における一揆契諾状の締結に「党」の特質を見出し、「党」とは対等な立場の異姓諸家の構成員が団結した共和的結合体の組織であったとした。また、南北朝期松浦党の存在形態こそ「党」の典型的な姿であるとした⁽⁸⁾。この長沼氏の見解が中世前期松浦党に関する最も早い研究である。

関連して外山氏は、松浦党には一族を率いて立つ首長(惣領)がいないことに焦点を当て、松浦党は非惣領制的結合であったとしている。また、松浦党の大半の非血縁者は松浦氏の下に一族として集団化したと述べ、概ね長沼氏の見解を踏襲している⁽⁹⁾。

その後、瀬野氏は通説となっていた長沼氏の見解に「松浦党の一揆契諾に見られる存在形態は、鎌倉時代の松浦党の変質した姿である。変質した姿の中に、本来の形態を求めることは正当でない。」と批判を加えた⁽¹⁰⁾。また、松浦党の場合の「党」とは、松浦地方の住人に認められる弱小土豪層の分立割拠の状態に対して多分に蔑視的な意味を含めて第三者によって用いられたと松浦党について「鎮西凶党等」と表現する『明月記』嘉禄二年(一二二六)十月十七日条⁽¹¹⁾を例に挙げながら定義づけた⁽¹²⁾。この松浦党を第三者による呼称と捉える見方については工藤敬一氏⁽¹³⁾や外山氏⁽¹⁴⁾が支持した一方で、松浦党が共和的結合体であったことを否定する見解については賛同を得られることはなかった。その後、瀬野氏は改めて自説を強調したものの⁽¹⁵⁾、長沼氏の見解がおおむね受容・踏襲されており、以降、「党」とは何かを追究する研究はみられない。

その理由として、(松浦)党の研究において「党」を「一揆」の一形態としか捉えなくなり、「党」を「党」として研究しなくなったことが挙げ

られる。このことは瀬野氏と同時期、もしくは瀬野氏以降の研究史において松浦党を「一揆」として論じた研究が多くみられることからも理解できよう⁽¹⁶⁾。しかしながら、松浦党という筑前国・肥前国へと広域に跨る諸土豪が共和的結合を構築することが果たして可能なのだろうか。また、瀬野氏が指摘した通り、南北朝期の時点で「一揆」が結ばれたからといって、中世前期に同様の関係が結ばれていた確証はない。そのため本論文では、瀬野氏の視座を批判的に継承する。そのうえで、研究の課題をより明確にするため、瀬野氏の論考に更なる検討を加えたい。

第二節 瀬野氏の研究に課題を探る

先述した通り、瀬野氏の見解はおよそ継承すべきではあるものの、二つの矛盾点があると筆者は考える。一つ目は、松浦党を松浦地方の住人と捉え、松浦党≠松浦一族であると主張する一方、平安・鎌倉期の松浦党の考察は松浦一族の出自からはじまり、その動向を追うことに終始している点である。二つ目は、「党」と「一揆」は区別すべきと指摘しながら、「党」の発展形態が「一揆」であることを前提に「党」を論じている点である。

まず、一点目について検討したい。瀬野氏の論考において注目すべき点は、「松浦」とは松浦一族の「松浦」ではなく、松浦地方の「松浦」であることを指摘している点である⁽¹⁷⁾。そうであるならば、松浦一族のみ焦点を当てるのではなく、松浦地方に存在した他の在地土豪にも焦点を当てる必要がある。

実際、瀬野氏自身も論考のなかで『源平盛衰記』⁽¹⁸⁾に名前が見られ、『松浦家世伝』の系図において源久の子息とされる松浦太郎高俊なる人物に注目している。すなわち、高俊という名前から一字名を名乗った嵯峨源

氏の血筋とは考えづらく、系図制作者によって追加されたものと指摘し、他氏族の松浦地方に居住する在地土豪も含めて、松浦党との呼称を与えられたと捉えたのである。また、嵯峨源氏の子孫のみが源平台戦に参加し、他氏族が傍観していたとは考えられず、松浦党として他氏族が参戦したことを指摘している⁽¹⁹⁾。

こうした首肯すべき指摘がある一方、論考のなかで論じているのは、出自に始まる松浦一族の歴史的展開であり、その後も他の在地土豪に焦点を当てた論述はみられない⁽²⁰⁾。

こうした矛盾の背景には、他氏族に関する史料に恵まれないことに加え、松浦一族＝松浦党と捉える長沼氏以来の見解を払拭しきれていないことが想定できる。すなわち、後述する二点目の問題とも関わるが、瀬野氏を含めた先行研究では、南北朝期に形成された松浦一族を中心とする一揆体制をゴールに中世前期松浦党を論じていたのではないだろうか。

南北朝内乱の展開とともに松浦一族が大きく飛躍した結果、松浦一族の特徴である一字名を名乗る者や松浦姓の増加がみられ、長沼氏が指摘したように松浦党＝松浦一族とみなさざるを得ないような松浦一族一強の時代が到来する。他氏族の出自ながら松浦一族の系譜に位置付けられた松浦太郎高俊のように、本来の出自に迫る史料は保存されることなく減っていったと推測される⁽²¹⁾。右記に述べた瀬野氏の論考に見られる矛盾は、先行研究や史料の残存状況に引き寄せられた結果、長沼氏の見解を批判しつつも松浦一族を中心に据えざるを得なかったと考えたい。それでもなお、中世前期の松浦一族はあくまでも松浦党を形成している一在地土豪に過ぎないという瀬野氏の見方は継承すべきであることを改めて強調しておきたい。

続いて、二つ目の矛盾点についてである。まず、瀬野氏の「一揆」に

関する見解を確認したい。

(中略)筆者は武士の「党」とは弱小武士の分立割居した状態に対して、集合名詞として「党」なる呼称を与えられたものであり、「党」は武士の一揆に先行する形態に対する呼称と考えている。一揆していることは「党」と呼称されるための必須条件ではなく、「党」の変質であり発展である。したがって「党」が一揆したのであって、一揆することによって「党」が成立するのではない。一揆現象が認められない松浦地方の弱小武士の割居独立した存在形態は、まさに松浦党と呼称するに値する「党」の典型的存在形態であったといえる。(後略)⁽²²⁾

右に引用した文章は、瀬野氏が平安期松浦党の存在形態を論じた論考のむすびの部分である。独立割拠する「党」から「一揆」への展望が示されており、別の論考において「党」と「一揆」を明確に区別すべき⁽²³⁾との主張と矛盾が生じているように見受けられる。そもそも、平安期における松浦党の「党」の存在形態を論じらうと、瀬野氏が指摘する通り「一揆」を「党」の発展形態と考える必要はない。一つ目の矛盾点を指摘した際にも触れた通り、瀬野氏もまた南北朝期松浦党や、それを重視する長沼氏の見解の影響を脱し切れていないように見受けられる。筆者としては、中世前期の「党」と南北朝期にみられる「一揆」はあくまでも切り離し、「党」を「党」として改めて検討する必要があると考える。

第二章 『平家物語』・『吾妻鏡』の記述を読み直す

平安後期の松浦党は、『平家物語』や『吾妻鏡』といった後年に成立した文学作品や歴史書において、とりわけ源平合戦をめぐる記述に登場する。本章では、それらの史料を読み解きながら、当該期松浦党の実態について一つの仮定を提示したい。

【史料一】⁽²⁴⁾

(中略)

美和元年二月
同十二日、鎮西より飛脚到来、宇佐大宮司公通が申しけるは、「九州のもの共、緒方三郎維をはじめとして、白杵・戸次・松浦黨にいたるまで、一向平家にそむひて源氏に同心」のよし申たりければ、「東國北國のそむくだにあるに、こはいかに」とて、手をう(ツ)てあさみあへり、
(下略)

【史料一】は、『平家物語』において松浦党の記述が最初にみられる「飛脚到来」の該当箇所である。治承四年(一一八〇)、平家追討のために挙兵した源頼朝に應じて、豊後国の緒方惟栄をはじめとした多くの九州の豪族が平家に背き、蜂起した。「白杵・戸次・松浦黨」と並列されるなかで唯一「党」の字が付記されているように、緒方氏や白杵氏・戸次氏のように首長とみられる人物がいなかったことが窺える。また、『吾妻鏡』⁽²⁵⁾や『玉葉』⁽²⁶⁾には緒方氏らによる九州での挙兵が、『平家物語』「大宰府落」⁽²⁷⁾には大宰府への侵攻について記されるが、いずれも主だった武将の名前を記すのみで、松浦党の記述はない。首長のような人物の不在が、これらの史料にみられない理由の一つとして考えられよう。

次に「松浦党」についての記述がみられるのは『平家物語』「藤戸」である。

【史料二】⁽²⁸⁾

(中略)

さる程に、平家は讃岐の八嶋へかへり給ひて後も、東國よりあら手の軍兵數万騎、宮こについてせめくだるともきこゆ、鎮西より白杵・戸次・松浦黨同心しておしわたるとも申しあへり、かれをきき是をきくにも、ただ耳ををどろかし、きも魂をけすより外の事ぞなき、今度一の谷にて一門の人々のこりすくなくうたれ給ひ、むねとの侍どもなか半すぎてほろびぬ、いまはちからつきはてて、安房民部大夫重能が兄弟、四國の物どもかたら(ツ)て、さりととも申けるをぞ、たかき山ふかき海ともたのみ給ひける、女房達はさしつどひて、ただなくより外の事ぞなき、
(下略)

この記事は、元暦二年(一一八五)二月十九日の屋島の戦いにおいて、源氏方として参戦したことを示したものである。

また平家が滅亡した壇ノ浦の戦いに関する『平家物語』「鷄合壇浦合戦」および『吾妻鏡』の記事にも松浦党の参戦を確認できる。

【史料三】⁽²⁹⁾

(中略)

平家は千餘艘を三手につくる、山賀の兵藤次秀遠、五百餘艘で先陣にこぎむかふ、松浦黨、三百餘艘で二陣につづく、平家の君達、

二百餘艘で三陣につづき給ふ、兵藤次秀遠は、九國一番の勢兵にてありけるが、我こそなれども、普通さまの勢兵ども五百人をすぐ(ツ)て、船々のともへにたて、肩を一面にならべて、五百の矢を一度にはなつ、源氏は三千餘艘の船なれば、せいのかずさこそおほかりけれども、處々よりいければ、いづくに勢兵ありともおほへず、大將軍源義経九郎大夫判官、ま(ツ)さきにすす(ン)でたたかふが、楯も鎧もこらへずして、さんざんにいしらまさる、平家みかた勝ぬとて、しきりにせめ鼓う(ツ)て、よろこびの時をぞつくりける、

(中略)

【史料四】⁽³⁰⁾

元暦二年三月
廿四日丁未、於長門國赤間關壇浦海上、源平相逢、各隔三町、艀向舟船、平家五百餘艘分三手、以山峨兵藤次秀遠并松浦黨等爲大將軍、挑戰于源氏之將帥、及午剋、平氏終敗傾、

【史料三】・【史料四】では、屋島の戦いとは反対に松浦党が平家方にっていたことが確認できる。すなわち、【史料二】では勝者である源氏方に味方し、【史料三】・【史料四】では敗者である平家方に味方していることになる。にもかかわらず、松浦党の各氏族が、鎌倉期には御家人として史料上に現れるのは、どうしたことだろうか。

源平合戦において平家が滅亡した後、鎌倉幕府は平家方についてた有力武士に対して所領没収などの処罰を行った⁽³¹⁾。鎮西においても、原田氏や山鹿氏、菊池氏など平家方についてた有力武士は処罰を受けた。また源氏方に味方したものの、源頼朝・義経兄弟間の確執により、義経方として処罰された緒方氏や大野氏らのような武士もいた一方で⁽³²⁾、松浦

党に対して処罰を行った形跡はみられない。これまでの研究において、【史料二】と【史料三】・【史料四】との矛盾を正面から研究した論考はみられないが、この矛盾こそ、中世前期松浦党の存在形態を如実に示したものと考える。

源平合戦後の鎌倉幕府による対応において、処罰の対象者となったのは最終的に平家方についてた者であった。にもかかわらず、その後も松浦党が御家人として史料上に現れるのは、壇ノ浦の戦いにおいて、松浦党がすべて平家方に属したのではなく、当初からないし戦況に応じて源氏方に属した松浦党も存在したからではないだろうか。そうであるならば、源氏方についてた松浦党の人々は、恩賞の対象でこそあれ、処罰の対象ではなく、そうした人々が鎌倉期以降の史料に登場してくるとの仮説が成り立つ。

松浦党を一枚岩の共和的結合体と考える限り、『平家物語』や『吾妻鏡』から読み取れる源平合戦期松浦党の動向とその後の御家人化との矛盾を説明することは困難だが、弱小土豪層が分立割拠する松浦地方の住人程度の存在とする瀬野氏の視座を継承することで、源平にそれぞれ属しながら戦う決して一枚岩ではない松浦党像が浮かび上がるのではないだろうか。

先述したように、松浦党と呼称された人々の居住範囲は筑前国(怡土郡)・肥前国など広域にわたる⁽³³⁾。そのため、上記に存在した松浦党の人々がすべて同じ陣営であったと考える方が不自然で、源平合戦ではそれぞれ利害に応じて所属先を選んだと考える方が自然である。とはいへ、上記の見解はあくまで後世の文学作品や歴史書から導き出した推測の域を出ない。次章では、鎌倉初期の松浦党内の地頭職相論に注目することで、本章で述べた仮説を検証したい。

第三章 地頭職相論にみる源平合戦期松浦党の矛盾

本章では、肥前国宇野御厨内小値賀島浦部の地頭職をめぐる相論に注目して、前章の史料解釈の是非を検討し、さらには松浦党が共和的結合体の組織であったかについて論じていく。宇野御厨内小値賀島浦部をめぐる相論は、峯氏(後の平戸松浦氏)と浦部の在地領主である藤原氏(後の青方氏)とのいずれも松浦党に属する者同士の争いであり、源平合戦以前から鎌倉初期にかけての両氏の確執を詳細に知ることができる。

鎌倉幕府が峯源藤二持に地頭職の知行を命じた安貞二年(一二二八)三月十三日「関東裁許状案」⁽³⁾は、本相論の経過及び、双方の主張や提出された具書の内容が記された重要な史料である。少々長いが、以下に全文を提出し、【史料五】にみられる宇野御厨内小値賀島浦部の地頭職相論の経緯についてみていく。

【史料五】

下 肥前国宇野御厨内小値賀嶋住人等、

可令早停止山代三郎固知行、任所帶證文等、以峯源藤二持、領掌地頭職事、

右、持与固遂対決之處、^①如持申者、本領主是包蒙領家勘當之刻、祖父直仁平元年得預所下文畢、其上云源連(直息男、持叔父)之讓状、云僧尋覺(是包甥)息男通澄之讓状、自兩方令相傳畢(云々)、如固申者、直者爲清原三子(固祖、是包姪)夫之間、爲夫妻之名代得預所下文畢、仍親父圍給御下文畢、固又追父跡所給也(云々)、爰如持所進證文等者、^②直壽永三年二月七日、以當嶋讓男連、文治四年三月八日連給鎌倉殿御下文、又依預所之妨、建久三年五月七日給同御教書之由、載同年七月守護所施行、而建久七年七月十二日僧尋

覺(宗房)給右大将家御下文、如状者、尋覺与連召決之處、尋覺依得理補任(云々)、^③如正治二年八月日連申文者、親父直入道有由緒所令知行也、而讓与直子息連、(云清・披・圍等、加連暑之由申之)建仁三年十月廿五日連給関東御下知、其状云、件地頭職相違之由訴申、事實者不便也、如元可令安堵(云々)、元久元年八月廿二日尋覺関東御下知、如状者、建久七年給御下知後、無相違(云々)、爰去年冬比給問状御教書押領之由訴申、事實者所行之旨不穩便、早停止連之妨、任故殿御下文、可令尋覺彼職(云々)、如建永二年五月三日問注所勸状者、是包前妻藤原氏號後家之條、頗無其謂、又圍雖有申旨、尋覺給故大将家政所下文之上、給鎌倉中将殿御下文畢、尋覺所申聊有其謂歟(云々)、同年六月四日尋覺給鎌倉御下文畢、承元二年七月日尋覺讓息男通高(通澄本名歟)建保七年六月三日連讓甥持、(此時連不知行)承久元年十二月二日通澄同讓持(此時通澄不知行)同三年五月廿六日持給関東御下知、其状云、源固爲一決、自去年雖被召、及十一箇月不參上、仍以持可爲地頭職(云々)者、如同所進證文等者、仁平元年八月七日直得預所下文畢、而清原三子(直前妻)壽永二年三月廿二日讓男圍状稱、^④讓与小値賀嶋地頭職事、右、三子可令知行嶋也、其故者、是包好狼藉、致民煩、依移高麗船、仁平二年蒙御勘當、被解却之刻、三子爲領主之間、直給御下文知行之處、離別三子之後、相具平戸蘆船頭後家間、以彼宋人子息十郎連、稱直子息讓与之條、無其謂、乍置實子、何可讓繼子哉、仍讓与六郎圍畢(云々)、如状者、夫直令知行之處、前妻三子以不知行之所、讓息男圍之由所見也、如元久二年二月五日遠江國司奉書者、云圍、云是包後家、云尋覺、召決三方、任道理可沙汰付一方(云々)、元久二年閏七月十四日大宰府勸状稱、父直兩度領掌之上、爲母相傳之由、圍申状雖明白、

依不備進本券并重收公之文契、不審相貽歟、爲收公及相傳之地、圍云可領掌之由緒、是包子息清五郎云讓得之實否、召問庄官并嶋住人等、可有沙汰歟（云）、（大監惟宗爲賢署之外、自餘不載之）^⑤ 太宰少貳資能所進嶋住人等元久二年申狀稱、當嶋事、是包知行之間、是包移取高麗船之故、依其科被没官之、御厨執行源四郎大夫直賜弁濟使、知行十三年、其後是包還補處、平家御時、直又給御下文知行之刻、於平戸被打殺害畢、^⑥ 然而直知行無相違、其身死去之後、同子息連知行之間、玄城房尋覺稱是包之甥、給之知行、仍連与尋覺替々知行畢、但是包後家之腹子松法師得是包之跡、知行事更々不候、又讓得之由住人等不承及、件童者、後又小平太於安藝國、爲敵被打之時、松法師同被打殺害畢（云々）、^⑦ 固所進建保元年十二月廿七日將軍家政所下文云、先年以僧尋覺補任地頭職之處、近日死去畢、而如圍所帶證文者、云本領家下文、云母清原三子讓狀、云宰府守護所勘狀、理致明白也、仍以圍可爲彼職（云々）、（建保六年固任父圍讓給政所下文、貞應二年任右大將家御下文如元給之、）爰如持申者、宰府問注之後、是包前妻藤原氏并尋覺・圍相共參関東、就問注所勘狀、尋覺建永二年給御下文畢、而固經七箇年之後、稱宰府勘狀、備進無判形位所之讓書、掠給御下文（云々）、如固陳者、父圍之時、經沙汰蒙御下知畢、仍不知子細、但爲賢者、爲宗府官也、今者死去畢、有御不審者、可被尋資頼朝臣（云々）、嘉祿三年十月十日資頼申狀稱、三十餘年之間、各以自筆勘申之故、依無不審、不加判形、雖然勘狀叶道理之日、成与成敗下文之時、守護人加判之上、直人皆以加暑判、私成敗難及事者、所令進上問注記許於関東也、不相副資頼之書狀、以直人一人之勘狀許、被引載御下文事、若久罷成事之中、自然相交事哉候覽、如當時者、一切不覺悟、又於不相副資頼書狀之直人勘狀者、

不足證文歟（云々）、畧之、如狀者、爲賢一人勘申之條、相貽疑殆之上、可被尋問嶋住人等之由、勘載之間、尋問彼住人等之處、如申狀者、或尋覺与連相知行之由載之、或是包前妻號後家訴申條、無謂之旨稱之、然而所不載圍相傳之子細也、所詮、清原三子壽永二年雖讓男圍、非當知行之由、見彼狀之上者、直所得仁平元年預所下文之外、不相副本證文之間、證據不分明焉、尋覺則建久七年給右大將家御下文畢、圍又建保元年得尋覺之死關之境、無子細掠給之條、頗可謂矯飭歟、於持者、云尋覺之流、云連文書、共以得讓畢、然則、持所申非無其謂者、早停止固知行、可令持領掌彼嶋之狀、依鎌倉殿仰、下知如件、

安貞二年三月十三日

武藏守 在御判
相模守 在御判

平安末期、浦部は清原是包という者により先祖相伝の所領として知行されていた。

傍線部①は、関東裁許状案内の持の発言である。この史料では包は、本領主であったものの、領家から勘当されたと述べられている。また、是包は狼藉を好み、住民に煩いをなし、翌年仁平二年（一一五二）には高麗船とのトラブルによつて勘当され、解却されたと言われる（傍線部④）。その後仁平元年（一一五一）八月七日、松浦直という者が預所より下文を賜り、弁濟使となつたことが示されている。直の知行より十三年後、長寛二年（一一六四）頃、是包は小値賀島本領主に還補され、平氏が政権を樹立した際には、再び直が下文を給わり知行したとみられる。その後、是包は平戸で殺害された（傍線部⑤）。

このことについて、瀬野氏は「水軍を率いる直が、武家政権である平

氏と関係を結び、所領を安堵されたもの」⁽³⁵⁾としていているが、この見解はその通りであろうと思われる。対して、是包については直のように平家と関係を結んだか否かについて知ることのできる文書や記録はないが、平家と結んだことが明らかかな直によって殺害されているところからみても是包が、平家と結んでいた可能性は低いと考えられる。

以上から、峯氏の先祖である直は平家に近い立場にあり、源平合戦期に平家方についてと考えるのが自然である。

傍線部④は、裁許状内で引用された寿永二年(一一八三)三月二十二日付の清原三子から山代六郎囀の譲状である。この史料では、直が再び下文を得た時、三子と離別している。その後、直は宋人船頭を伴い、寿永三年(一一八四)二月七日にその連れ子である連を子息として譲与したことが読み取れる(傍線部②)。このことに対して、三子は継子に譲与したことに対して疑問を持っており、直との間の実子である囀に譲与したとみられる。

ここまでの相論は、鎌倉幕府成立前のものであり、源平合戦頃に行われていたものである。是包と直、連と囀との間で小値賀島の地頭職を巡って争われている。このように対立する両者が源平合戦に際して共和的結合体の下で同じ陣営についていたとは考えづらく、そもそも先行研究が想定するような共和的結合体であったとは考えづらい。よって、前章でみた屋島の戦いや壇ノ浦の戦いでの松浦党の記述を踏まえると、やはり松浦党は決して一枚岩などではなく、共和的結合体と評価することはできないのではないだろうか。

次いで、鎌倉幕府成立以降の相論についてみていく。是包が平戸で殺され(傍線部⑤)、甥である尋覚なる人物が浦部の進止権を求めるようになる。

対する連は直の譲状を根拠として、文治四年(一一八八)三月八日に鎌倉殿(源頼朝)より関東下文を給わったと主張している。もしこの下文によって所領を安堵していたとすれば、鎮西御家人の中でも早い段階で所領安堵を得ていたと考えられている⁽³⁶⁾。しかしながら、この関東下文は現存しておらず、相論の中で連の主張の根拠として挙げられているのは、関東下文ではなく、直の譲状であることが重要である。対して尋覚についてである。以下の文書は尋覚が根拠として提出したものである。

【史料六】⁽³⁷⁾

前右大將家政所下 肥前國宇野御厨内小値賀嶋住人、

補任地頭職事、

僧尋覚^{宗房}

右、件所、尋覚与松浦十郎連相論、召決兩^方口^之處、尋覚得理、仍補

彼職之状、仰如件、以下、

建久七年七月十二日

安主清原^{實成}(在判)
知家事中原^{光家}

令大藏丞藤原^{頼平}(在判)

別當兵庫頭中原^{光元}(在判)

散位藤原朝臣^{一廣家行政}(在判)

【史料七】⁽³⁸⁾

下 肥前國宇野御厨内小値賀嶋住人、

補任地頭職事、

僧尋覚

右、件所、尋覺宗房与松浦十郎連相論、召決兩方之刻、尋覺得理之間、給去建久七年七月十二日故大將殿政所御下文、知行無相違（云々）、爰彼連去年冬比、掠件次第、申給問状之後、無左右令押領之由、所訴申也、事實者、所行之旨不穩便歟、早停止連之濫妨、任故殿御下文、如本可令尋覺爲彼職之状、依鎌倉殿仰、下知如件、
元久元年八月廿二日 遠江守北條時政（在御判）

【史料八】⁽³⁹⁾

下 肥前國宇野御厨内小値賀嶋住人、
補任地頭職事、
僧尋覺宗房

□人、任故大將家政所下文、補任彼職之状、依鎌倉殿仰、下知如件、
以下、

建永二年六月四日

惟宗宗房（在判）
前圖書允清原清定（在判）
散位中原朝臣仲業（在判）
散位藤原朝臣一階宣行政（在判）
博士中原朝臣師俊（在判）

【史料六】は、建久七年（一一九六）七月十二日の前右大將（源頼朝）家政所下文案である。この文書において、尋覺と連とが相論しており、結果として尋覺の方に理があるとして地頭職が安堵されたことが明らかである。

また、【史料七】は元久元年（一二〇四）八月二十二日の関東下知状案であるが、この文書においても連の濫妨を停止して、尋覺の地頭職を安

堵したことが読み取れる。加えて、【史料八】の建永二年（一二〇七）六月四日の將軍（源実朝）家下文においても尋覺が小値賀島の地頭職に補任されている。

建久七年（一一九六）七月十二日の前右大將（源頼朝）家政所下文（史料六）を含むこれらの文書は具書として提出されたものである。これらの文書は、瀬野氏の論考において謀書である可能性が高いとされている⁽⁴⁰⁾。その理由の一つとして、前述した通り鎮西において関東下文を給わり、所領安堵をされたものはほとんどないことが挙げられている。しかし、次にみる史料（後述）より内容に齟齬はなく信用に足るものであると筆者は考える。

【史料六】～【史料八】が偽文書でないとするれば、一連の相論の中で本領主側である尋覺が一貫して鎌倉幕府（源氏方）による法的保護を得ており、優位な状況だったといえる。対する連は鎌倉幕府の守護を得られていない。このことは父である直が平家方に近い立場であったことが影響しているのではないだろうか。

これらの文書の内容について、【史料五】内においても確認することができる（傍線部⑥）。傍線部⑥は、傍線部⑤と同様の大宰少貳資能所進嶋住人等元久二年（一二〇五）の申状の抜粋である。この文書によれば、直の亡くなった後を連という人物が知行している（傍線部③）。その後、尋覺が知行を給わっており（史料七）、連と尋覺が相次いで知行することになったことが示されている。このことにより、現存する尋覺が提出した文書は案文であるものの、鎌倉幕府から知行を給わっていることが確認できる。連の側にも進止権が認められたとみられる。また、是包の子である松法師なる人物も浦部の地頭職をめぐる一時的に連・困・尋覺と争うが、殺害される。

そのため、浦部の地頭職をめぐる、最終的に連、圃、尋覚という人物が争っていた。圃は建久三年(一一九二)六月二日の前右大将(源頼朝)家政所下文⁽⁴⁾によって宇野御厨内山代浦の地頭職に補任されているが、浦部の地頭職については他の二名と異なり、下文によって所領安堵を受けたとの記述はみられない。

尋覚は八十となり先が短いことを悟り、承元二年(一一〇八)七月、小値賀島内浦部の田島在家などを次男の藤原家高に譲っていたが、家高の嫡男である藤原能高が違乱を働いたために長男である青方通高がすべてを譲与されることとなった。その後、承元三年(一一〇九)二月、小値賀島浦部田島、在家などを通高と家高に分譲された⁽⁴⁾。

しかし、尋覚の死後、圃は建保元年(一一二三)十二月二十七日将軍家政所下文を受けて、嫡男である圃に譲与している。また、圃も建保六年(一一二八)及び貞応二年(一一二三)に安堵の関東下文を給わっている(傍線部⑦)。このことによって、連と通高の不知行が鎌倉幕府によって確認されたことになる。

その後、建保七年(一一二九)六月三日は松浦定西讓状案⁽⁴³⁾において、定西(連)は甥である持に譲与したことが読み取れる。また、承久元年(一一二九)十一月二日、道澄(通高)も持と親子の契りを結んだ⁽⁴⁴⁾。承久三年(一一二二)五月二十六日の関東下知状⁽⁴⁵⁾によって持は小値賀島の地頭職が安堵された。ここにはじめて持(連側)に鎌倉幕府より正式に地頭職が任じられている道澄(尋覚側)の権利が渡ることとなる。よって、圃(山代氏)と持(峯氏)の二人の相論となった。その後、大宰府の肥前守護所で審理した後、鎌倉の問注所にまで持ち込まれる。

上記までの内容を踏まえて安貞二年三月十三日の関東裁許状案が出された。結果として圃の知行が停止され、持に小値賀島地頭職が安堵された。

ここに一応の終息を迎えたこととなる。

上記の相論は平家政権下に始まり、源平合戦を経て鎌倉初期まで続いた。一連の相論を裁定するなかで、鎌倉幕府の判断は源平合戦の対立軸を踏まえる形で行われていることが読み取れる。第二章で示した源平双方に分かれて争う松浦党の姿は、小値賀島浦部の相論からも裏付けることができる。

終章 おわりに

本論文では、松浦党を素材に中世前期の「党」の存在形態について瀬野氏の見解を批判的に継承しながら再検討を行った。最初に、瀬野氏の議論を詳細に検討し、松浦党を松浦一族ではなく松浦地方の住人と捉えた点、「党」と「一揆」を明確に区別すべきことを指摘した点は継承すべきであるものの、先行研究への批判として提示した視点と実際の論述のなかには少なからず矛盾があり、中世前期の松浦党について改めて考察する必要があると指摘した。

そこで、史料上における松浦党の初見でもある源平合戦をめぐる記述を改めて読み直した。特に、御家人として鎌倉期にも存続していく松浦党が、屋島の戦いでは源氏方として現れ、壇ノ浦の戦いでは平家方として現れている矛盾について先行研究では正面から検討されてこなかった。そこで筆者は、松浦党は一枚岩の共和的結合体などではなく、源氏方についた松浦党もいれば、平家方についた松浦党もあり、また両者の間を行き来する者もいて、最後に源氏方についていた者が、御家人として存続していったのではないかという仮説を提示した。

そのうえで、松浦党関連史料のなかで最も早い相論史料であり、源平合戦期から鎌倉期にかけて争われた肥前国宇野御厨内小値賀島浦部の地

頭職についての相論を検討した。この争いは、源平合戦以前から鎌倉前期にかけて継続し、この事例だけを見ても、対立する両者が協力して源平合戦を戦ったとは考え難い。また、平家の後ろ盾により本領主を殺害した松浦一族が後年、幕府裁判によって敗訴を繰り返す、本領主側の権利が擁護されていることから、源平合戦期の対立関係は、幕府成立後の訴訟にまで持ち越されていると評価できる。以上のことより、松浦党は共和体などではなく、瀬野氏が捉えた松浦地方の住人への蔑称と捉えるのが妥当と考える。

本文論は、あくまで松浦党における「党」の存在形態を論じたもので、他の「党」(武蔵七党・湯浅党等)に対して評価を加えるものではない。他方、松浦党に関して言うならば、こうした烏合の衆とも言える存在を武士団の一形態として論じることが果たして妥当であるのかとの疑問も生じる。とはいえ、現時点でこうした問題について論じる準備はなく、今後の課題としたい。

【付記】

本論文は、二〇二四年一月に別府大学へ提出した卒業論文をもとに作成した。成稿にあたっては、同年三月二日に名古屋大学で行われた第三十七回中世史研究会卒業論文報告会での議論にも恩恵を受けている。当日ご参加いただいた方々には改めて御礼申し上げます。

【註】

- (1) 関幸彦『戦後武士団研究史』(教育評論社、二〇二二)、初出は一九八八。
- (2) 前掲註(1) 関著書、関幸彦『戦前武士団研究史』(教育評論社、二〇二二)、初出は一九八八。

- (3) 長沼賢海「松浦党の発展及び其の党的生活(上)」、『史淵』一〇、一九三五、同「松浦党の発展及び其の党的生活(中)」、『史淵』一一、一九三五、同「松浦党の研究―北九州海賊史―」(九州大学国史研究室、一九五七)。

- (4) 瀬野精一郎「鎌倉時代における松浦党」、『日本歴史』二四四、一九六八、同「歴史概念としての「党的武士団」」(『松浦党研究とその軌跡』青史出版、二〇一〇)、初出一九七七、同「中世に於ける松浦党の変質課程―平安時代における松浦党―」(『民衆史研究』一六、一九七八)、同「平安期における松浦党の存在形態」(『松浦党研究とその軌跡』、青史出版、二〇一〇)、同「鎌倉時代における松浦党の存在形態」前掲瀬野著書。

- (5) 鎌倉佐保「武蔵武士団の登場」(『多摩のあゆみ』一七二号、二〇一八)、田中大喜「武蔵武士団の南北朝時代」(『多摩のあゆみ』一七二号、二〇一八)、湯浅治久「武州白旗一揆の展開と在地社会の変動―点描・室町期の武蔵武士―」(『多摩のあゆみ』一七二号、二〇一八)。

- (6) 高橋修「湯浅党とは何か」(『湯浅党城館跡総合調査報告書』第三章「湯浅党の歴史」、二〇二〇)、高橋修「湯浅党の本領・湯浅荘の領域構成」(『湯浅党城館跡総合調査報告書』第三章「湯浅党の歴史」、二〇二〇)。

- (7) 前掲註(4) 瀬野論文、外山幹夫「松浦氏と平戸貿易」(国書刊行会、一九八七)、同「松浦党のすがた―松浦市域を中心として―」(松浦市、一九九〇)。

- (8) 前掲註(3) 長沼論文。
- (9) 前掲註(7) 外山著書。

- (10) 前掲註(4) 瀬野論文「歴史概念としての「党的武士団」」。
- (11) 『明月記』嘉禄二年十月十七日条

嘉禄二年十月十七日、御室五部大乗経供養(代々如之云々)宰相参乎由事次相示、高野吉野間事、定喜律師、爲関東使先

- 日入洛、申長者僧正事之中、頗有不實之沙汰、喧々云々、高麗合戦一定云々、鎮西凶黨等(号松浦黨)構數十艘兵船、行彼国之別島合戦、滅亡民家、掠取資財、(所行向、半分許被殺害、其残、盜取銀器等帰来云々、為朝廷、太奇恠事也、)依此事举国興兵、又我朝渡唐之船、向西之時、必到着彼国、帰朝之時、多隨風寄高麗、流例也、彼国已為怨敵者、宋朝之往反不可輒、當時唐船一艘寄高麗、被付火、不残一人烧死云々、末世之狂乱至極、滅亡之源歟、甚奇恠事也、
- (上記)公益財団法人冷泉家時雨亭文庫編『翻刻明月記二』(朝日新聞出版、二〇一四)。
- (12) 前掲註(4) 瀨野論文「平安時代における松浦党の存在形態」。
- (13) 工藤敬一「党」一字義と実態」(『日本歴史』三四六、一九七七)を参照。
- (14) 前掲註(7) 外山著書。
- (15) 前掲註(4) 瀨野論文「中世に於ける松浦党の変質課程—平安時代における松浦党—」。
- (16) 網野善彦「青方氏と下松浦党一揆」(『悪党と海賊—日本中世の社会と政治』法政大学出版局、一九九五、初出は一九六二)、呉座勇一「奉納型一揆契状と交換型一揆契状」(『史学雑誌』一一六—二〇〇七)、同「在地領主法の誕生—肥前松浦一揆—」(『歴史学研究』四一九、一九七五)、村井章介「今川了俊と上松浦一揆」(『日本歴史』三三八、一九七六)等。
- (17) 前掲註(4) 瀨野論文「鎌倉時代における松浦党」(「歴史概念としての「党的武士団」」。
- (18) 瀨野精一郎編『松浦党関係史料集 第一』(続群書類従完成会、一九九六)一五号(以下、『松浦党関係史料集』号と記する)。
- (19) 前掲註(17) 瀨野論文。
- (20) 前掲註(4) 瀨野論文「中世に於ける松浦党の変質課程」(「平安期における松浦党の存在形態」。
- (21) 松浦姓の増加は、建武三年(一三三六)三月に足利尊氏と菊池武敏が戦った多々良浜の合戦がきっかけであった。松浦党の一部の家々は元々菊池軍に属していたが、尊氏の勝利が動かない状態になったところで尊氏軍へと寝返ることとなる。その際、嵯峨源氏である松浦姓を松浦党の家々は血縁関係あるなしに関わらず積極的に主張するようになる。
- (上記)瀨野精一郎「多島海の暴れ者「松浦党」—海賊と鎌倉御家人の迫間に—」(『松浦党研究とその軌跡』青史出版、二〇一〇、初出は一九八二)。
- (22) 前掲註(4) 瀨野論文「中世に於ける松浦党の変質課程」。
- (23) 前掲註(10) 瀨野論文。
- (24) 『松浦党関係史料集』一六号、梶原正昭・山下宏明『平家物語 上(新日本古典文学大系四四)』(岩波書店、一九九二)。
- (25) 『新訂増補国史大系三二 吾妻鏡 前編』(吉川弘文館、一九六四) 治承五年(一一八一)二月二十九日条。
- (26) 『九条家本 玉葉七』(明治書院、二〇〇二) 治承五年二月十五日条。
- (27) 梶原正昭・山下宏明『平家物語 下(新日本古典文学大系四五)』(岩波書店、二〇一八)。
- (28) 前掲註(27) 『平家物語 下』『松浦党関係史料集』一八号。
- (29) 前掲註(27) 『平家物語 下』『松浦党関係史料集』一八号。
- (30) 『松浦党関係史料集』一九号、前掲註(25) 『吾妻鏡 前編』。
- (31) 前掲註(4) 瀨野論文「鎌倉時代における松浦党の存在形態」。
- (32) 渡辺澄夫『源平の雄緒方三郎惟栄』(山口書店、一九九〇)、中野幡能「大友氏入国以前の大野荘と大神氏」(『大分県地方史』三八〇、一九六五)。
- (33) 前掲註(3) 長沼論文「松浦党の発展及び其の党的生活(上)」、「松浦党の発展及び其の党的生活(中)」。

(34) 『松浦党閔係史料集』四一号。

(35) 瀬野精一郎「松浦党の基盤と変質―肥前国宇野御厨―」(『松浦党研究とその軌跡』青史出版、二〇一〇、初出は一九七三)。

(36) 前掲註(4) 瀬野論文「鎌倉時代における松浦党」。「鎌倉時代における松浦党の存在形態」。

(37) 『松浦党閔係史料集』二三号。

(38) 『松浦党閔係史料集』二六号。

(39) 『松浦党閔係史料集』二八号。

(40) 前掲註(4) 瀬野論文「鎌倉時代における松浦党」。「鎌倉時代における松浦党の存在形態」。

(41) 『松浦党閔係史料集』二二一号。

(42) 承元二年七月日 尋覚讓状

讓与 先祖十五代相傳所領小値賀嶋肥前國松浦郡本領主地頭職事、

合

在肥前國管字野御厨庄内小値賀嶋等者、

右、件嶋者尋覚宗別之先祖十五代相傳所領證文明鏡也、爰尋覚之齡已及八旬之命

間、嫡男藤原通高通高相副調度證文、所讓渡實也、小値賀嶋内浦部藤原家高高雖讓

渡嫡子太郎青方依有意亂久理返、如本通高讓渡畢、於自今以後者、通高沙汰(天)、

無他妨、可令知沙汰之状如件、

承元二年七月 日

尋覚大法師(在判)

(下略)

(上記) 『松浦党閔係史料集』三〇号。

承元三年二月日 尋覚讓状案

重讓与

肥前國松浦郡 小値賀嶋領内浦部田畠在家并山野事、

右、件云小値賀嶋、云浦部、僧尋覚宗別相傳重代之所領也、然尋覚既及八旬有餘之、暗余命不幾、故身存生之時、所分与之也、於小値賀嶋田畠在家者、讓与嫡子

道高高、於浦部田畠在家者、讓与次男家高高事、所分先日畢、但乍云同舍弟家高

者、云閔東、云京、云宰府慮外謀人出來、令件等所領沙汰之日、相會彼敵人、

致其沙汰奉公者也、然今嫡男道高所分与家高讓状不加暑暑之條、敢無其理、縱

雖無道高加暑、以重讓半加文書マ可備向證文者、是故所令取与御庄官加暑之状

如件、

承元三年二月 日

僧尋覚(在判)

別當藤井是真(同)

別當宗像宗包(同)

別當宗像則重(同)

別當玉宗友(同)

別當山友貞(同)

別當藤原宗房(同)

別當伴宗教(同)

別當安神幸平(同)

別當藤井恒守(同)

別當藤井末守(同)

別當伴重内(同)

別當藤井時宗(同)

別當平成房(同)

別當玉末次(同)

別當山末守(同)

別當山末元

承久三年五月廿六日

陸奥守北陸奥時(在御判)

(上記)『松浦党関係史料集』三六号。

(上記)『松浦党関係史料集』三二一。

(43) 建保七年六月三日 松浦定西讓状案

讓与 沙彌定西相傳譜代所領肥前國松浦郡小値賀嶋事、

補任 源持所

右 件嶋者、定西相傳所領也、然者定西与源藤次持雖爲おちをい、於于今者、依相馮持(於)嶋子、彼嶋相副次第之證文等、于永代所讓与也、仍爲向後之證文、讓状如件、

建保七年(大戈己卯)六月三日

沙彌定西(在判)

(上記)『松浦党関係史料集』三四号。

(44) 承久元年十一月二日 藤原通澄讓状案

おやこのちきを申によて、肥前國松浦郡おちかのしまのちとうしきハ、みなものたもつけんとうしとのに、ゆつりたてまつり候ぬ、たししいちこのあひたハ、みちすみをどうしんにして、さたし候て、そのうちハとくとくたのさまたけなくしりたまふへし、みちすみよりほか又るんにつかうへき人なし、せうもんとん、みな京かまくらニさたありて、たうりきわまり候にき、すへにハみちすみかことんに、みやうてんやしきをはあてたふへし、かつハせうもんをしてたひたれハ、すへまでもをろかならず候なり、このせうもんをもてしんけんとして、のちのせうとせさせ給候へく候、

せうき承久元年十一月二日

藤原道澄通(在判)

(上記)『松浦党関係史料集』三五号。

(45) 承久三年五月二十六日 関東下知状案

可令早源藤次持爲肥前國小値賀嶋地頭職事、

右、論人源固爲一決、自去年七月、雖被召、已及十一箇月不參上、仍以源持可爲彼職之状、依仰下知如件、